

特定非営利活動法人

富山県フットサル連盟 入会金及び会費規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人富山県フットサル連盟（以下「本法人」という。）の定款第8条で定める入会金及び会費に関し必要な事項について定めるものとする。

(入会金)

第2条 入会金は、正会員と賛助会員とし、更に其々個人分と団体分とする。

- (1) 正会員のうち団体の入会金は一団体 10,000 円の入会金を入会時に納入するものとする。
- (2) 賛助会員のうち個人の入会金は一人当たり 4,000 円、団体の入会金は一団体 30,000 円の入会金を入会時に納入するものとする。

(会費)

第3条 会費は、正会員と賛助会員とし、更に其々個人分と団体分とする。

- (1) 正会員のうち個人の会費は一人当たり年 4,000 円、団体の会費は一団体年 7,000 円の年会費とする。
- (2) 賛助会員のうち個人の会費は一口当たり年 5,000 円、団体の入会金は一口当たり年 30,000 円の年会費とする。

2 会費は必要に応じて臨時徴収することがある。

3 会費は理事会が必要と認める場合（学童等の年齢や中途入会など）には減額することがある。

第4条 会費は、原則として本法人の指定するとおりに納めるものとする。

第5条 会費は、副会長（会計担当）が管理する。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和元年5月26日から施行する、ただし、平成31年度分の入会金及び会費については従来のおりとする。